

## マンションなどの中高層建物の方向け

# 停電時でも水が使えます

マンションなどの中高層建物は電動ポンプを使って給水しており、停電時には電動ポンプが稼働しないため断水状態となりますが、**非常用水栓**(じゃ口)がある場合には給水が可能です。

いざという時のために確認しておきましょう!

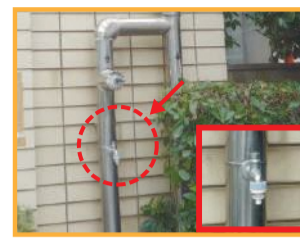
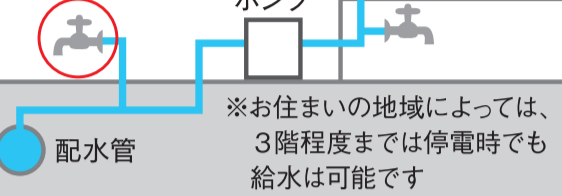
**非常用水栓(じゃ口)の有無・設置場所については、建物の管理会社・管理組合などにご確認ください!**

確認しておく  
と安心だね!



非常用水栓

増圧ポンプ



貯水槽式建物

非常用水栓

加圧ポンプ



【節水推進課】 電話092-483-3141 ファクス092-436-7841 メール sessui.WB@city.fukuoka.lg.jp

## 貯水槽式のマンション等の集合住宅には、2種類の検針及び請求方法があります

	各戸検針	一括検針
検針及び料金の請求 ■:水道メーター	水道局が各戸ごとに検針し、各戸の使用水量に応じた料金を直接請求します。 	水道局が建物全体の使用水量を一括して検針し、管理会社などに料金を一括請求→管理会社などが各戸に料金を請求します。 
メーターの維持管理	原則として水道局が維持管理	各戸のメーターは所有者が維持管理(各戸にメーターがない場合もあります)
引っ越しなどの連絡	お客さまセンター(電話092-532-1010)へ連絡してください。 【受付】月～金/8:45～17:30 土/9:00～17:00 ※日・祝日・年末年始(12/29～1/3)は受け付けていません ◎水道局ホームページからもお手続きできます <a href="https://ryokin.suido.city.fukuoka.lg.jp/">https://ryokin.suido.city.fukuoka.lg.jp/</a>	管理会社などへ連絡してください。 <b>管理会社などの皆さまへ</b> ..... 入居戸数など変更があった場合は、お客さまセンターに連絡してください。※入居戸数に変更があると料金が変わります。

◎水道局では、ご入居者にとってわかりやすく、所有者の方にとっても簡便な各戸検針をお勧めしています。



各戸検針にするには

- 共同住宅の所有者からの申し込みが必要
  - 給水設備などが基準に適合することが必要(設備の改造に要する費用は所有者の負担となります。)
- ※詳しくは、お客さまセンター(電話092-532-1010)にご相談ください。

【営業企画課】

電話092-483-3133 ファクス092-482-6918  
メール eigyo.WB@city.fukuoka.lg.jp



エスディージーズ

## SDGs達成のための取組み

SDGs (Sustainable Development Goals) とは、「誰一人取り残さない」持続可能な社会を実現するために、2015年の国連サミットで採択された、2030年を期限とする17の国際目標です。

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



福岡市では、多くの市民の皆さんとともに策定した「福岡市総合計画」において、生活の質の向上と都市の成長の好循環を都市経営の基本戦略として掲げ、経済的な成長と安全・安心で質の高い暮らしのバランスが取れたコンパクトで持続可能な都市づくりを進めることにより、SDGsの達成に取り組んでいます。

【経営企画課】 電話092-483-3107 ファクス092-482-1376  
メール k-kikaku.WB@city.fukuoka.lg.jp

### 水道局としての取組み

水道局においても、安全で良質な水道水を安定的に供給していくため、「福岡市水道長期ビジョン2028」に基づく事業を推進する中で、SDGsの達成に資する取組みを推進しています。

○ 水道施設を計画的・効率的に更新し、安定給水を維持



○ 水質管理の充実や水源かん養林の整備に取り組み、安全でおいしい水を提供



○ 水道施設の耐震化や緊急時のバックアップ機能の強化を推進し、より災害に強い水道



○ 新技術の活用や国際貢献活動を通じた人材育成により、質の高いサービスを持続

